

地方自治法施行規則の一部を改正する省令等の概要

令和3年1月
総務省

1 改正の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により契約書の作成に代えて契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合に、当該電磁的記録に講じる措置の内容を定める地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2第1項の規定により当該措置を電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名等と定めるとともに、同条第2項の規定により電子情報処理組織を使用して契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合における電子署名は同項各号に掲げる電子証明書を併せて送信することとされているが、今般の商取引一般の慣習の現状に鑑み、同項で規定する電子証明書についての定めを廃止し、第1項に規定する電子署名とともに講ずべき電子証明書その他のこれに相当する方法の具体的な内容については当該電子署名を規定する法令の規定の解釈によることとしようとするものである。

2 改正の内容

地方自治法施行規則第12条の4の2第2項の規定を削るとともに、本省令の施行に伴い、地方自治法施行規則第12条の4の2第2項第2号に規定する総務大臣が定める電子証明書を定める件（令和2年総務省告示第273号）を廃止する。

3 施行期日

公布の日（令和3年1月29日）